

＜補助対象経費＞交付要綱の第5関連

① 報償費

講習・研修講師への報酬、謝金 など

② 旅費

講習・研修会場への交通費 など

③ 需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)

介護業務マニュアル印刷費、日本語学習教材購入費 など

④ 役務費(通信運搬費、手数料、保険料、翻訳料、通訳料)

インターネット回線使用料、郵送料、研修に伴う保険料、介護業務マニュアル翻訳料 など

⑤ 委託料

日本語教育、異文化理解講習などの外部委託費

⑥ 使用料及び賃借料

研修会場等の使用料、多言語翻訳機リース代 など

※多言語翻訳機以外の機器(パソコンやタブレット端末等)のリース代は、対象外

⑦ 備品購入費

多言語翻訳機購入代に限る。

※多言語翻訳機以外の機器(パソコンやタブレット端末等)の購入代は、対象外

⑧ 補助金(入学金、受講料に限る。)

事業所が外国人介護職員に対し補助した日本語学校への入学金・受講料、日本人職員等に対し補助した異文化理解講習の受講料 など(事業所が職員に代わって支払う場合を含む。)

【注意事項】

以下の経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。

- 業務外での日常生活上のコミュニケーションを目的とした経費
- 異文化理解を目的とした交流会における飲食に係る経費
- 令和6度中に支出した経費(令和7年度の日本語学校の入学金・授業料を令和6年度中に支出した場合等)
- 対象経費が重複する他の補助金等を受ける場合、本補助金は申請できません。(対象経費が重複しない場合は、申請可能です。)